

## 令和6年度兵庫県立大学大学院10月入学者選抜方法等

### 工学研究科博士前期課程

専攻		募集人員	出願期間	入学考査日	合格発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
電気物性 工学専攻 電子情報 工学専攻 機械工学 専攻 材料・放 射光工学 専攻 応用化学 専攻 化学工学 専攻	一 般 学 生	若 干 名	令和6年 7月29日 (月) ～ 8月7日 (水)	令和6年 8月26日 (月) ～ 8月27日 (火)	令和6年 9月3日 (火)  16:00	○学力試験 、TOEICの 結果、面接 及び成績証 明書を総合 して行う  ○学力試験 8月26日 (月)  ○面 接 8月27日 (火)	次の各号のいずれかに該当する者 1. 大学を卒業した者及び令和6年9月30日までに卒業見込みの者 2. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和6年9月30日までに授与される見込みの者 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者 5. 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者 6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記5.の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者 7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者 8. 文部科学大臣の指定した者（令和6年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） 9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者 10. 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者 11. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの 12. 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳に達する者	出願資格 認定を必 要とする 者は、所 定の期日 までに 出願資格認 定申請書 類を提出 すること

## 令和6年度兵庫県立大学大学院10月入学者選抜方法等

### 工学研究科博士前期課程

専攻	募集人員	出願期間	入学審査日	合格発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
社会人学生	同上	同上	令和6年8月26日(月)	同上	<p>口述試験（主として研究計画書の内容を対象に行う）、TOEICの結果、面接、成績証明書及び企業・官庁等の推薦書を総合して行う</p> <p>○時間 10:00～</p>	<p>企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学を卒業した者</li> <li>2. 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和6年9月30日までに授与される見込みの者</li> <li>3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者</li> <li>4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>5. 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記5.の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>8. 文部科学大臣の指定した者（令和6年9月30日までに該当する見込みの者を含む。）</li> <li>9. 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者</li> <li>10. 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者</li> <li>11. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの</li> <li>12. 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳に達する者</li> </ol>	<p>出願資格</p> <p>認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること</p> <p>出願者は、希望する研究担当教員とあらかじめ協議のうえ出願すること</p>

## 令和6年度兵庫県立大学大学院10月入学者選抜方法等

### 工学研究科博士前期課程

専攻	募集人員	出願期間	入学審査日	合格発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
外国人学生	同上	同上	令和6年 8月26日 (月) ~ 8月27日 (火)	同上	<p>○学力試験、TOEICの結果、面接及び成績証明書を総合して行う</p> <p>○学力試験 8月26日(月)</p> <p>○面接 8月27日(火)</p>	<p>外国人で、大学院において教育を受け又は研究する目的をもって日本に入学した者で次の各号のいずれかに該当する者。(日本の大学を卒業及び卒業見込みの者は該当しない)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者もしくは令和6年9月30日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者</li> <li>2. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>3. 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>4. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって上記3.の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和6年9月30日までに修了見込みの者</li> <li>5. 文部科学大臣の指定した者(令和6年9月30日までに該当する見込みの者を含む。)</li> <li>6. 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの</li> <li>7. 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学時に22歳に達する者</li> </ol>	<p>出願資格認定を必要とする者は、所定の期日までに出願資格認定申請書類を提出すること</p> <p>出願者は、希望する研究担当教員とあらかじめ協議のうえ出願すること</p>